# 福彩支援ニュース 第39号 2023.7

発行:福島原発さいたま訴訟を支援する会(略称:福彩支援)

ウェブサイト http://fukusaishien.com/ 電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援

【連絡先】

北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

★訴訟についてメールでも随時お知らせしています。配信ご希望の方は apply@fukusaishien.com へご連絡を!



福島原発さいたま訴訟

## 第1回 控訴審口頭弁論期日

満員の 傍聴席の熱気が 福彩弁護団の パワフルな闘いを 支えています。 9/12 (火) 14時開廷

日時:2023年9月12日(火)14時開廷

場所:東京高裁101号法廷

集合:午後1時 東京高裁正門前

± ぜひ 傍聴に 来てください!

報告集会

日時: 2023年9月12日(火)

15時~17時

場所:日比谷図書文化館地下1階

※ 詳細地図は4ページをご覧ください。

弁護団より 原告より ゲストスピーカー

(早稲田大学人間科学学術院教授、早稲田大

学災害復興医療人類学研究所所長)

後藤秀典さん (ジャーナリスト/「変節する東京電力」を

2023年8月出版予定)

## 原発事故は国の責任!

私たちは、福島原発事故の教訓を明らかにし二度と原発事故を起こさないため、そして、被害者の真の救済の実現に向けて国の責任を不問に付した最高裁判決(2022年6月17日)を覆す高裁判決を目指します!

基大な被害をもたらした福島第一原発事故について、東京電力と国の責任を問い、正当な被害救済を求めた第一審2022年4月20日さいたま地裁判決は、東京電力の賠償責任は認めた一方、国の

責任を認めませんでした。続けて6月17日に出された最高裁判決でも、国も東電も何も対策を取っていなかったことは認めながら、「仮に、対策を取っていたとしても事故が起きなかったとは言い切れない」として国の責任を不問に付しました。

ふるさとを放射能で汚し、暮らしを奪うという 甚大な被害をもたらした原発事故の国の責任を追 求します。ぜひ、傍聴に参加して満席の傍聴席で この裁判を見守ってください!

## 原告より

#### いつも支えて下さる皆様へ

いつも支えて下さる皆様へ

この会を支えてくださり心から感謝しています、ありがとうございます。裁判と言う形で、怒りや悲しみ、憎しみ、を抱えて生きていくことは想像以上に心を蝕みます。そんな中で、支援の会の皆様、心寄せてくださる皆様の思いが見えるからこそがんばれる次第です。終わりはあるのだろうけど、見えなくて…。

怒り、悲しみ、憎しみは、時間たてば癒えるとおもっていました。しかし、この原発事故に関することは時間がたっても癒えることなく、東電、国の態度に逆に大きくなるばかりで苦しいばかりです…。

こんな思いを次世代の子達にさせないためにも、 歴史を変えられる判決が下されることを願い日々踏 ん張ります。

どうか、これからも応援よろしくお願いいたします。 河井加緒理

#### 控訴審にむけて

埼玉地裁での判決を聞いた直後に体に、ハンマーで殴られたような衝撃を受けました。怒りなのか悲しみなのか、あまりの不条理に体の力が抜けていきます。賠償金で安定した住まいを確保したかったのに、どうにもならない判決内容でした。長い避難生活で、蓄えも無くなるのに、この3月に定年退職。退職金は大幅にカットされていて、年金は5年後から支給です。再就職はできたものの給与は半額以下に成りました。

そんな中、家族が生活している国家公務員住宅を、福島県は強引に退去を迫ります。話し合いというけれど、一方的な通告です。懲罰ということで家賃2倍請求。裁判を仕掛けてきました。被害者である我が家は、犯罪人扱いです。精神衛生上悪いことこのうえない。ひとまず2倍の家賃分は、貯金することにして、支出の見直しをしました。

一番最初の支払いは、私のがん保険でした。しょ うがないなとカットした直後に下血が有りました。 検査したら直腸ガン。5年前はなにもなかった腸内に大きな腫瘍が居ました。 2年前の便検査では異常無し。世間一般が言うほど癌の進行は遅くない。手術や薬剤治療はしんどいけれど、それ以上にきついのは、やせ細った父の姿を見た子どもたちの表情です。切ないものでした。次男は、夏休み中に部活にいかないで私のそばにいてくれました。(その様子は、朝日新聞の投書欄に「ヤングケアラーの父」で載りました。)

福島の自宅の放射線量は、線量計を地面に置いて、玄関は0.1~0.08マイクロシーベルト。ホットスポットは0.45マイクロシーベルト。機械が古くなったのかもしれないけれど、室内は0.08~0.03マイクロシーベルト。妻の実家の庭は、0.2

3マイクロシーベルト。蟻は沢山居るけれど、腐 葉土の中には、生物の気配は有りません。除染は 希望者だけが対象でした。我が家の北側の駐車 場は除染していません。林や土手。などは除染し たかどうかは不明です。モニタリングポストは何時 の間にか数を減らし、汚染水は、基準値まで海水 で薄めて海洋放出をしようとしています。漁民との 協定は無視できるようです。国連の人権委員会に、 国内避難民の保護を求められても黙殺。原子力災 害が風化して、正常な思考が停止している。そん な福島に家族を戻すのは嫌です。

最近の調査で、福島第一原子力発電所1号機の炉心を支えた。鉄筋コンクリートの、コンクリートは溶けていて鉄筋のみで支えている現状です。働き手としての私は、1号機並みにぼろぼろです。正直に「疲れた。休みたい」と言いたいところですが、不条理な現状を高等裁判所で打破したいです。

※. 東京電力や国が、安全ということを妥当に 判断することができていたならば、家族が10数年、 同じ時を過ごせただろうにと思うと断腸の思い(本 当に痛い)です。福島で暮らす義母は、訪れる人 も少なく年々衰えていきます。妻と親子の時間が無 くなっていくのが寂しいです。孫たちがいればうる さいけれど、楽しいものです。

## 控訴審口頭弁論期日に向けて弁護団から皆さんへ

## 団長代行弁護士 牧野 丘

さいたま地方裁判所の判決が言い渡されて早1年 あまりが経過しました。今日までの間、私たち弁護団 は、控訴手続きをとると共に、控訴理由書を作成し てきました。その間に、最高裁では国の責任を免除 するかのような判決が出され、その論理がさいたま地 裁の判決とほぼ同旨だったため、おそらくはさいたま 地裁の裁判官も、最高裁の意向をあらかじめ知った うえで書いたのではないかと疑わせるほど、似た論旨 となっていました。

そんな理不尽さを感じつつ、弁護団では、控訴から50日以内に、控訴理由の概要を記した準備書面を提出したのを皮切りに、その後その内容を補充するという形で、次々と準備書面を提出しました。弁護団では、大勢の団員の弁護士を2つの担当グループに分けています。ひとつは国の責任に関する問題を扱うグループで、もうひとつは賠償責任の損害額の充実の問題を扱うグループです。後者は主として東電の主張に対峙しています。

長期間にわたって議論を重ね、国の責任については、最高裁判決をも意識しながら、新たな視点に基づく主張も展開しています。つまり、あの規模の津波が予測できたなら、十分に被害を防止できる方法は他にもあり得たでしょう、という議論です。おそらく国(東電も)はまなじりを決して反論してくることでしょう。賠償額については、原告の皆さんの損害の個別事情が十分に評価されていない、あるいはもっと高く評価するべきである、という議論を、他の地域の判決例なども参考にしつつ埼玉独自の議論を挑んでいます。詳細は紙幅の関係からここでは申し上げられませんが、いずれ当事者や支援者の皆さんと共に、その内容についても学習会を行って確信を深め、その際の成果をさらに裁判にも反映させる、というようなキャッチボールができるといいですね。

さて、そのような書面を提出する中、高等裁判所 で進行協議の期日が設けられ、控訴審第1回期日が 9月12日午後2時から、東京高等裁判所101号法廷 にて行う旨指定されました。この日には、私たちの意 見陳述の機会もあります。裁判官たちに対して、私 たちが考えている思いを直接に耳と目を通じて伝える 機会です。充実したものにしていきたいと思います。

また、そのような大事な機会ですので、法廷の傍聴席も満員にできたら、と思います。今回の訴訟は、取り戻すことのできない奪われた日常生活の救済を求める訴訟です。その思いをいろいろな形で裁判所や社会全体に伝えることは、とても重要なことだと思います。

何をすれば良いのか、実はなかなか難問です。私ももう40年近く、傍聴席が埋まるような社会の耳目を集める事件に多数取り組んできましたが、法廷で民事訴訟法などの法律に則った訴訟活動を一所懸命やること以外に何をやれば成功で、何をしないことが失敗なのかについて、まだ正解を持っていません。裁判官などは、傍聴席が埋まってようが門前でどんな活動をしていようが、判決には影響がない、と言い放つ裁判官も多数います。ですが、傍聴席の皆さんが熱い目を向けて傍聴しているのとガランとした法廷で淡々と手続きが進むのと、いったいどちらの方が緊張感をもたらすでしょうか。緊張感に差はないと言えるでしょうか。

被害救済に向けた闘いで被害者本人のみならず、社会の中の大勢の人々が同じ思いを共有していることを知ったとき、裁判官も、あるいは国や東電の人たちも、その正しいプレッシャーを感じずにはいられないはずです。「正解」など求めず、何でもできそうなことに取り組みましょう。全国で同じ思いを持って闘われているこの訴訟ですから、その皆さんと連帯することは、決して私たち独自の利益追求ではありません。みんな社会全体の同意を求めているのです。そこに自信をもって、進めていきたいと思います。できればさらにこれまで関心を持たなかった県内県外の皆さんにも加わってもらえるような情報提供も必要かもしれませんね。

暑い夏です。弁護団は暑さに負けず、皆さんと共 にたゆまぬ努力を続ける所存です。

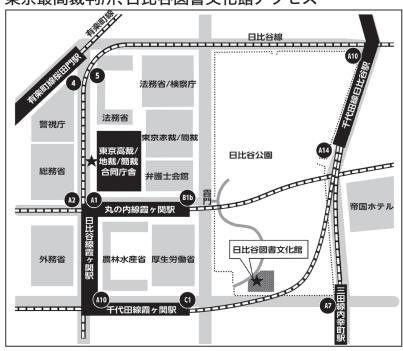
## 支援する会より

いよいよ控訴審が始まります。控訴審に向けて、原告有志の呼びかけで原告の会ができ、原告の皆さんと支援する会・ 弁護団と共に頑張ろう、と話し合いを続けてきました。

全国の原告の会とのつながりもメーリングリストなどを通して情報共有をし、全国各地の原告・弁護団が、あの理不尽な最高裁判決を乗り越えようと奮闘されています。

私たちも共に頑張っていきたいと思っています。

### 東京最高裁判所、日比谷図書文化館アクセス



311原発事故から12年が経過し、原発の恐ろしさ・被害を忘れたかのような政策が続いています。今こそ、事故の被害者の声を届けなければ、と思いを強くします。

どうぞこれから続く控訴審の 闘いに向けて、みなさまの変わら ぬご支援を切にお願いいたします。 さいたま地裁から東京高裁に場は 移りましたが、まずは、ぜひ、9月 12日第1回高裁期日と報告集会に 足をお運びください。何卒よろしく お願いいたします。

#### 福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人(50音順、2020/5/31 現在)

**梓澤 和幸** 弁護士、NPJ代表

安藤 聡彦 埼玉大学教授

石川 逸子 詩人、作家

池田こみち 環境行政改革フォーラム副代表

**礒野 弥生** 東京経済大学現代法学部教授

井戸川克隆 前双葉町長

宇都宮健児 元日本弁護士連合会会長

**菊一** 敦子 環境·消費者運動

**久野 勝治** 星陵大学教授·東京農工大学名誉教授

小島 力 福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人

後藤 正志 元原発設計技術者·工学博士·NPO法人APAST理事長

**小林 実** 十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授

篠永 宣孝 大東文化大学教授

**菅井 益郎** 国学院大学教授

須永 和博 獨協大学外国語学部

高橋千劔破 作家・文芸評論家、日本ペンクラブ副会長

田中 司 立教小学校元校長

暉峻 淑子 埼玉大学名誉教授

三浦 衛 図書出版・春風社代表

水島 宏明 ジャーナリスト、法政大学教授

山田 昭次 立教大学名誉教授(日本近代史)

渡邉 泉 東京農工大学准教授

### ☞ 支援する会の年会費は一口1.000円です(口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

で住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、<u>で住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にで連絡いただいた上</u>で、以下宛にお振込ください。 愛銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:○一九店(ゼロイチキュウテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称」 福彩支援) ▶ ウェブサイト: http://fukusaishien.com/ \* 北浦恵美 メール/apply@fukusaishien.com 電話/04-2943-7578 ファックス/04-2943-7582